

消防団警防計画

(令和7年4月修正)

岡崎市消防本部

はじめに

岡崎市消防団は、昭和 22 年の制度発足以来、地域防災の中核として、地域住民の生命、財産を守る上で重要な役割を果たしてきております。

その様な中、平成 14 年 4 月に東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、平成 15 年 12 月には、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定されました。また、当市は、「平成 20 年の 8 月末豪雨」及び「令和 5 年 6 月 2 日の大雨」で甚大な被害を受けました。これらのことから常備消防とともに消防団の大規模災害時における防災、危機管理体制の充実強化を緊急の課題としています。

平成 27 年 3 月の岡崎市南海トラフ被害予測調査報告書の過去地震最大モデルの被害想定では、最大で震度 7、死者約 100 人、全壊、焼失棟数は 129,315 棟中約 3,900 棟にのぼるとされています。

そこで、この消防団警防計画は、「災害に強い組織づくり」を基本理念として、愛知県が平成 24 年 11 月に策定した「大規模災害時における消防団活動指針」に沿った大規模災害に即応した消防、防災体制の基本的指針として策定するものであり、今後、予測される大災害に対して効果的な防御、救助活動が実践されることを期待するものであります。

令和 7 年 4 月 1 日

岡崎市消防本部

目 次

第1章 総 則	1
第2章 火災編	2
第1 出動基準	2
第2 出 動	2
第3 火災の警戒等	2
第3章 地震編	4
第1節「地震に関連する情報」	4
第1 南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒) 発表時	4
第2 警戒宣言発表時	4
第2節「発震」	6
第1 地震発生時	6
第2 二次的火災対策	8
第4章 風水害編	9
第1 岡崎市災害対策本部の設置基準	9
第2 出動準備	9
第3 出 動	9
第4 災害対策本部の廃止と招集解除	12
第5 局地的な大雨対策	13
第6 事前調査	13
第5章 大規模災害時の消防団活動	14
第1 参集状況の把握	14
第2 活動の優先順位の設定	14
第6章 報告	15
第1 災害出動時の情報の流れ	15
第2 出動報告要領	15
図・表	16
附 則	21
参考資料	22

第1章 総 則

本計画は、火災編、地震編及び風水害編で構成し、火災編は、火災出動に関する基本的な内容を策定し、地震編は、「南海トラフ地震臨時情報」（参考資料1）が発せられてから地震発生までの消防団の防災及び災害応急対策を定めるとともに、南海トラフ地震などの大地震が突然発生した場合に対応できるよう策定、風水害編は、台風接近時等の警報、特別警報発令時の消防団の防災及び災害応急対策を定めるとともに、局地的な大雨を始めとする風水害対策に対応できるように策定するものである。

第2章 火災編

第1 出動基準

消防本部・現場指揮官等の消防団出動要請基準

火災種別	1次出動
建物火災	建築物が炎上又は炎上が思慮されるとき。
林野火災	林野火災が発生し、延焼拡大のおそれがあるとき。

※2次及び3次出動については、後記第2項出動 第2号第2次及び第3次出動のとおりとする。

※炎上：建築物のいずれかの開口部から火災が噴出している状態。

第2 出動

岡崎市消防団火災出動規程（昭和43年12月1日、消防本部訓令第6号）に基づく消防団の火災出動区分等について、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、岡崎市消防団条例（昭和39年岡崎市条例第4号）第3条（別表第1）の規定に基づき、消防団各部の名称及び警備区域は、参考資料2「消防団部別警備区域」のとおり定め、火災に備える。

1 第1次出動

建物火災又は林野火災で次に該当する場合に出動する。

- (1) 現場指揮官等から要請があったとき。
- (2) 消防本部が必要であると判断したとき。
- (3) 消防団長が必要であると判断したとき。
- (4) その他消防長が必要であると判断したとき。

出動部については、火災が発生した警備区域の消防団の自部及び自団の最寄りの部の消防隊2台が出動する。

2 第2次及び第3次出動

建物火災又は林野火災で火災の状況により次に該当する場合に出動する。

- (1) 現場指揮官等から要請があったとき。
- (2) 消防本部が必要であると判断したとき。
- (3) 消防団長が必要であると判断したとき。
- (4) その他消防長が必要であると判断したとき。

出動部については、火災が発生した警備区域の消防団を優先とし、不足する場合は隣接する消防団の部が出動するものとし、第2次に出動する消防隊は2台、第3次に出動する消防隊は4台とする。

3 特命出動

特命出動は、前記1及び2以外の出動した場合とする。

4 出動隊数

消防本部は、火災の状況に応じて前記1及び2に限らず、出動する消防隊を増減できるものとする。

第3 火災の警戒等

この第2章に準ずる。

第3章 地震編

第1節 [地震に関連する情報]

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）発表時

1 情報収集

- (1) 消防本部は、南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合は、団長に連絡する。
- (2) 連絡を受けた団長は、副団長及び部長以下の団員に今後の地震に関する情報に注意するとともに、突発的な地震の発生に備え、可能な範囲で出火防止措置、初期消火準備等の自宅の安全確認を図る旨を伝達するものとする。

2 伝達方法

消防本部から団長への伝達は、メール又は電話連絡によるものとする。

第2 警戒宣言発表時

（この時点では、いつ地震が発生するかまだわからないため、以下の活動終了後、一旦解散し情報収集に努めること。）

1 招集

- (1) 消防本部は、警戒宣言が発表された旨を団長に連絡する。
- (2) 連絡を受けた団長は、全団員を招集する。

なお、団長、副団長にあっては団本部に、その他部長以下の団員にあっては所属部の車庫警備室に参集するものとする。

2 伝達方法

消防本部、団長等からの伝達は、メール又は電話連絡によるものとする。

3 参集要領

- (1) 家族の避難場所の確認、自宅の出火防止措置、初期消火準備等の身の回りの安全確認を実施後に参集する。
- (2) 原則として、徒歩又は二輪車にて参集する。
- (3) 服装は原則として甲種略衣、安全帽、編上靴及び手袋とし、発災後、継続的に活動することを考慮し、タオル、水筒、懐中電灯、非常食等を携行するものとする。

4 報告要領

- (1) 参集した団員は、遅滞なく部長に報告のうえ任務に就くものとする。
- (2) 部長は参集した団員の状況を取りまとめ、遅滞なく団長に報告する。
- (3) 団長は所属団員の参集状況を取りまとめ、遅滞なく消防本部に報告する。

5 活動体制

- (1) 車両、小型動力ポンプ、その他必要資機材を点検する。

(2) 車庫警備室等の被災防止として、転倒、落下危険のおそれのある物件等の安全措置の確認を行うものであり、確認事項は次のものとする。

ア 棚等の落下危険物の固定

イ ガラスの飛散防止

ウ ガス等の火気使用設備器具の点検

(3) 無線設備を開局し、情報の伝達に備える。

6 消防用資機材の整理及び車載

発災後の消火及び救助活動に必要な資機材は次に掲げるものとし、可能な範囲で消防車に増強して積載するとともに、被災後でも車庫警備室からの持ち出しが容易でかつ安全な場所へ整理しておくものとする。

(1) 燃料（携行缶）

(2) ホース

(3) スコップ

(4) 鋸

(5) バール

(6) 大ハンマー

(7) 救急医薬品

(8) その他消火及び救助活動に必要な資機材

7 信号による伝達（地震防災信号）

サイレン信号により伝達するものとする。

約 45 秒吹鳴、約 15 秒休止、約 45 秒吹鳴、約 15 秒休止……繰り返し

※信号継続時間は適宜とする。

8 活動

(1) 広報活動

警戒宣言発表、地震発生時の備え及び火災発生防止について、消防本部等から広報活動実施命令があった場合は、今後の行動について次のとおり広報活動を行う。

ア 広報順路は、各部が予め定めた順路により実施する。

イ 広報事項（参考資料 3）

(ア) 警戒宣言

(イ) 家庭において実施すべき防災対策

(2) 情報収集及び報告

団長は、道路の交通状況、避難状況、住民の動向等のうち、緊急に必要なと認める情報は消防本部へ報告する。

(3) 水利の確認と確保

原則として、消火栓以外の水利を確認し、使用可能状態を把握する等、水利の確保を実施する。

(4) 避難誘導、避難路の確保

避難の誘導は自主防災組織や消防支援隊とともに実施し、必要に応じ

て避難路の確保等を行う。

(5) 出動体制

平常時の出動体制

9 長期活動の生活必需品確保及び補充

警戒宣言発表後又は発災後における物資の調達が困難なことから、日頃から家庭で最低限3日分の水、食料を備蓄するように心掛ける。

また、団の活動用として、その他必要な物資の備蓄に努めるものとし、警戒宣言発表時には車庫警備室の以下の備蓄状況の確認を行うものとする。

(1) 燃料

(2) トイレ用品

(3) 食料

(4) 飲料水

(5) 救急医薬品

(6) 寝具類

(7) その他

10 消防車両等の安全確保

消防車両等は発災時に被害を受けるおそれのない安全な空地等へ移動させ、かつ横滑り等の防止措置を行う。

(1) 各部の車両移動予定場所等は予め定めておくものとする。

(2) 車両の横滑り防止措置は、車輪止め等により行うものとする。

11 消防車両等の燃料補充

(1) 燃料の補充は給油施設のある消防署所で補充する。

ただし、補充困難な場合は、消防本部の指示を受けて補充すること。

(2) 消防車には燃料携行缶を積載する。

第2節 [発震]

第1 地震発生時

1 招集

(1) 消防本部は、震度5弱の地震が発生した場合、全消防団員に安否確認、参集の可否及び参集時間の確認連絡をする。

(2) 招集については、被害状況を確認の上、消防本部から別途連絡する。

なお、参集する場合は、団長、副団長にあっては団本部に、その他部長以下の団員にあっては所属部の車庫警備室に参集するものとする。

2 伝達方法

消防本部、団長等からの伝達は、メール又は電話連絡によるものとする。

3 参集要領

前記第1節[地震に関連する情報] 第2項警戒宣言発表時 第3号参集要領に準ずる。

4 報告要領

前記第1節[地震に関連する情報] 第2項警戒宣言発表時 第4号報告要領に準ずる。

5 活動方針

消防団が行う災害応急対策は、市民の生命、身体の安全確保を基本とし、具体的には次の4点を重点事項として活動するものとする。

- (1) 情報収集、発信
- (2) 避難誘導、広報
- (3) 火災の早期鎮圧と拡大防止
- (4) 人命の救助救出

6 活動体制

消防団が行う災害応急活動は、原則として消防本部の指揮下に入るものとする。

7 情報収集と伝達

各部長は、管轄区域の火災、その他の災害の発生、推移等の情報を積極的に収集し、消防活動を要する災害は無線又は伝令により、消防本部又は管轄署所に伝達する。

8 実施細目及び留意事項

- (1) 災害が激甚で、所属する部の車庫警備室に参集が困難な場合は、団員の居住地の周辺で自主防災組織等と共に活動し、事後できる限り速やかに参集するものとする。
- (2) 参集途上において、火災の発生又は多数の人身事故に遭遇したときは、自主防災組織等を活用して初期消火又は救助活動を行うものとする。
- (3) 震災時には、同時多発火災の発生が想定されるので、消防本部からの指令、指示事項等を的確に掌握し、消防署隊と一体的、効果的な消防活動にあたるものとする。

ただし、消防署隊が転戦した場合は火災現場の事後処理を自主防災組織や消防支援隊と共に行う。

- (4) 火災の早期発見に努め、火災を発見した時は消防本部又は団長に報告し、その指示を受けるものとする。

ただし、緊急を要するときは、部長の判断により消火活動を行うものとする。

- (5) 家屋倒壊等による人命救助事故を発見した時は、消防本部又は団長に報告し、その指示を受けるものとする。

ただし、緊急を要するときは部長の判断により、救出活動を行うものとする。

- (6) 火災防御にあたっては、状況を十分把握し、延焼拡大地域、危険区域等を優先して防御にあたる。
- (7) 火災が拡大し、延焼阻止線設定の必要性が生じた場合は、消防本部又

は消防署隊の指示に従い、転戦し火災防御にあたる。

- (8) 飛火火災が発生するおそれのある場合は、消防本部又は消防署隊の指示に従い、車載拡声器又は団員が自主防災組織や消防支援隊を活用し、巡回等により住民に対し、飛火の警戒と即時鎮圧を実施させる。

特に防御を行っている場合は、飛火によって背後へ延焼突破されることのないよう配慮する。

9 安全管理

消防団活動は、災害活動の任務遂行と隊員の安全管理という二つの要素を同時に満足させなければならない。

このことから、各団員は、安全管理の基本は自己であることを認識するとともに単独行動は行わないものとする。また、団長、副団長及び部長は、団員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

10 心のケア

大規模災害が発生した場合、長時間にわたる活動や凄惨な災害などにより、精神的に相当なストレスを受ける。

このことから、団員の体調管理に十分注意するとともに、大規模災害時には、団員も被災者であり、家族への心配や疲労等で精神的に不安定になりがちなので、仲間同士で気遣い、声を掛け合い、励ましあってお互いにアフターケアに心がける。

第2 二次的災害対策

1 出火防止等の広報（二次的活動）

災害後の漏電、ガス漏れや復旧工事等による通電、ガス供給により二次的に発生する火災防止等の広報を、車載拡声器を活用し消防署隊と協力し可能な限り行う。

2 補給水利対策

- (1) 二次的災害に対応するため、使用した貯水施設へ可能な限り補水する。
(2) 使用した貯水施設の補水は、必要により自主防災組織に依頼する。

第4章 風水害編

第1 岡崎市災害対策本部の設置基準

岡崎市災害対策本部は、次に掲げる場合に設置される。

- 1 次の警報の一以上が市に発表されたとき。
 - (1) 大雨警報
 - (2) 洪水警報
 - (3) 暴風警報
 - (4) 暴風雪警報
 - (5) 大雪警報
- 2 小規模の災害が発生し、更に災害が拡大するおそれがあるとき。
- 3 矢作川避難計画に基づく「自主的な避難の呼びかけ」を実施するとき。

第2 出動準備

- 1 車庫警備室等の被災防止として、飛散、浸水のおそれのある物件等の安全措置の確認を行うとともに、車両、小型動力ポンプ、その他必要資機材を点検する。
- 2 情報収集媒体及び無線設備を開局し、情報収集、命令等の伝達に備える。災害連絡等については、電話によるほか、消防無線の有効的な活用を図り、被害地域と災害対策本部又は消防本部との情報連絡が直ちにできるよう通信体制を確保しておくものとする。
- 3 風水害発生後に必要な資機材は次に掲げるものとし、可能な範囲で消防車に増強して積載するとともに、被災後でも車庫警備室からの持ち出しが容易でかつ安全な場所へ整理しておくものとする。
 - (1) 燃料（携行缶）
 - (2) 発動発電機
 - (3) コードリール
 - (4) 投光器
 - (5) 水中ポンプ
 - (6) 水中ポンプ用ホース
 - (7) バール
 - (8) 大ハンマー
 - (9) 鋸
 - (10) 救急医薬品
 - (11) その他必要な資機材

第3 出動

団員の出動は、原則として消防本部からの指令により出動するものとし、服装は、甲種略衣、安全帽、手袋、編上靴又は長靴で災害状況に応じ合羽及び救命胴衣を着用するものとする。

また、長期間継続して活動するために必要なタオル、着替え、水筒、懐中

電灯、非常食等を携行するものとする。

なお、出動後は、消防本部と密接な連絡を図るものとする。

1 災害発生による出動

堤防の決壊、溢水、崖崩れ等の災害が発生したとき。

2 河川水位による出動

矢作川、乙川及び広田川の水位上昇状況により、市民安全部防災課から消防本部に出動要請あったとき。

なお、出動時は救命胴衣を着用し、堤防等の巡視、警戒、広報活動等を行い、必要に応じ消防本部へ報告する。

3 矢作川避難計画による出動

(1) 矢作川避難計画発動時には、消防本部から管轄の消防団長へメール又は電話で連絡する。

(2) 連絡を受けた団長は、該当する部の団員3分の1を招集する。

(3) 参集した団員は、消防本部からの指令により避難情報の広報、避難誘導及び災害時避難行動要支援者の避難の介助を行うものとする。

(4) その他、可能な範囲で浸水想定区域外に所在する公民館の避難所や、車中泊避難所等の開放及び運営の補助を行うものとする。

4 参集報告要領

(1) 参集した団員は、遅滞なく部長に報告のうえ任務に就くものとする。

(2) 部長は参集した団員の状況を取りまとめ、遅滞なく団長に報告する。

(3) 団長は所属団員の参集状況を取りまとめ、遅滞なく消防本部に報告する。

5 管内監視警戒出動

台風接近に伴い、その進路にあたる様な場合の堤防の破損、山崖崩れ、浸水、建物、樹木の倒壊等による被害が予想される場合の出動であり、必要に応じて堤防の決壊、溢水、崖崩れ等の注意箇所には警戒員を配置し、災害の早期発見に努める。異常を発見したときは、おおむね次の事項について消防本部へ報告するものとする。

(1) 河川、ため池の水位及び状況

(2) 道路、橋りょう等の被害及び状況

(3) その他、災害活動上必要と認められる事項

6 避難情報に関するガイドライン

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生、切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況:災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動:危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況:災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動:危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人並びにその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況:気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動:自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅、施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認、注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</p>
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況:今後気象状況悪化のおそれ ●居住者がとるべき行動:災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p>

7 警戒レベル3の広報出動

災害対策本部又は消防本部から高齢者等避難(警戒レベル3)の広報命令が発せられた場合は、消防車両の車両拡声器等により広報を行うものとする。(参考資料4、5)

8 警戒レベル4及び5の広報出動

災害対策本部又は消防本部から避難指示の広報命令が発せられた場合は、次に掲げる方法により実施するものとする。また、避難は、悪条件下において実施することが常であるので現時点での事象等を的確に把握し、経路の安全性を配慮し、二次的災害の防止に万全を期さなければならない。

(1) 信号による伝達(水防信号)

サイレン信号により伝達するものとする。

3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴・・・繰り返し

※信号継続時間は適宜とする。

(2) 消防車両による伝達

住民に対し、車載拡声器等により避難指示の広報を行う。(参考資料4、5)

9 避難誘導

(1) 誘導要領

避難誘導は、災害対策本部又は消防本部の指示に基づき自主防災組織、消防支援隊とともに実施する。避難誘導は、ガイドロープ等を使用するなど安全策を講ずるものとする。道路冠水等で移動できない緊急時は、自宅の上階やコンクリートの建物の上階に避難させ、屋外にあっては、高台に避難させる。

(2) 誘導の優先

高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等の要配慮者を優先し、一般人を次順序として避難させるものとし、また、病院の入院患者、施設等の収容者等については、関係者と協力し、細心の注意を配り安全に避難を図るものとする。

(3) 避難経路

避難経路は、災害の状況及び推移と当該地域の実情に応じ、最も安全な経路をとるとともに、要所にロープ張り等を行い、誘導員を配置し事故防止に努めること。

特に夜間は、照明を確保し浸水地域等には必要に応じてロープ等の資材を配置して万全を図るものとする。

10 緊急出動

住民からの情報により河川、ため池の水位が急速に上昇するおそれがあると予測される状況下においては、団長の指示により出動し、必要により地域住民に対して避難を促すものとする。消防本部とは、事後報告等、密接な連絡を図るものとする。

11 安全管理

前記第3章地震編 第2節[発震] 第1項地震発生時 第9号安全管理の例による。

12 心のケア

前記第3章地震編 第2節[発震] 第1項地震発生時 第10号心のケアの例による。

第4 災害対策本部の廃止と招集解除

1 廃止基準

災害対策本部は、災害対策本部長が次の事項を認めたとき廃止する。

- (1) 市の地域に災害発生のおそれが解消した場合
- (2) 災害応急対策がおおむね完了した場合

2 招集解除

原則として、災害対策本部の廃止をもって団員の招集を解除するものとするが、招集解除の延期又は配備体制の縮小もあり得るので、消防本部の指示命令に従うものとする。

3 報告

団長は、解除時点での管内状況等を消防本部に連絡後、団員を解散させる

ものとする。

第5 局地的な大雨対策

1 避難

局地的大雨時には、極めて短時間で避難行動をとる必要があるため避難準備情報を広報する余裕がないことが想定される。従って、当該状況下においては、人命を優先し、近くの高台、近隣マンションの上階等、浸水被害の発生しない安全な場所を「緊急待避所」として緊急退避行動をとり、その後必要に応じて風水害避難所へ避難させる。

2 情報収集及び報告

団長は、道路の交通状況、避難状況、住民の動向等のうち、緊急に必要なと認める情報は、消防本部へ報告する。

第6 事前調査

台風、集中豪雨等の異常気象状況によって災害の発生が予測される危険箇所等については、事前に調査しておくものとする。調査は災害危険箇所の現状確認と被害を受けるおそれのある範囲の状況、応急処置方法等について実態を把握すること。

1 土石流危険流域、急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり危険箇所について

マップあいち、岡崎市全戸に配布済みの「岡崎市防災ガイドブック」に示すとおりの地域で岡崎市ホームページ又は岡崎市防災ポータルからも閲覧が可能。

2 浸水危険箇所について

過去に床上浸水等の被害のあった箇所で「岡崎市防災ガイドブック」中の“岡崎市の浸水実績”及び“平成20年8月末豪雨”の浸水実績”で示す地域で「岡崎市水害対応ガイドブック」にも掲載しており、岡崎市ホームページからも閲覧が可能。

※浸水実績は、当時の住宅がある箇所について示したものであり、現状の浸水箇所とは異なる場合もあります。

3 河川重要水防箇所、ため池注意箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区について

岡崎市地域防災計画附属資料を参照とし、岡崎市ホームページから閲覧が可能。

第5章 大規模災害時の消防団活動

第1 参集状況の把握

大規模災害発生直後には、勤務先及び家族の安全を確認する必要から団活動に即時に従事できる消防団員を把握することが重要である。

そのため、図1「消防団員の災害直後の参集フローチャート」に示すとおり消防本部、消防団本部はできる限り参集の可否など団員の参集状況の把握に努める。

団員の参集予定を把握した上で、参集人員を予想し、参集状況の悪い地域への応援体制を整える。

第2 活動の優先順位の設定

大規模災害時の消防団活動は、図2「消防団初動活動フローチャート」に示すとおり参集途上の情報や消防本部からの情報及び地域に発生している災害を把握し、初動時は、表1「大規模災害時に想定される岡崎市内の主な活動(例)(初動から3日間)」中の「安全に配慮した活動人員」を参考とし、消防団が携わるべき活動の優先順位を設定する。

4日目以降は、表2「大規模災害時に想定される岡崎市内の主な活動(例)(4日目以降)」を参考とし、消防本部と連絡をとりながら他組織と連携を図り、活動を継続的に実施する。

なお、各活動の内容例については、表3「大規模災害時に想定される活動の種類とその内容」を参考とすること。

第6章 報告

第1 災害出動時の情報の流れ

各活動終了後の連絡について、団長、副団長、部長等は、火災時等、現場に常備消防がいる場合は、現場指揮官へ、また、大規模災害時等、現場に常備消防がない場合は、消防本部（警防本部）へ活動内容及び帰団報告をすること。（参考資料6）

第2 出動報告要領

団長は、後日、消防本部に次に掲げる報告書を提出するものとする。

1 出動報告

団長は、後日、消防本部に出動報告アプリにより報告するものとする。

なお、出動報告アプリが使用できない場合は、出動種別、場所、氏名等を任意の様式により報告するものとする。

2 活動内容報告書

活動内容報告書（参考資料7）にあっては、内容を満足していれば、様式は問わないものとする。

図 1

消防団員の災害直後の参集フローチャート

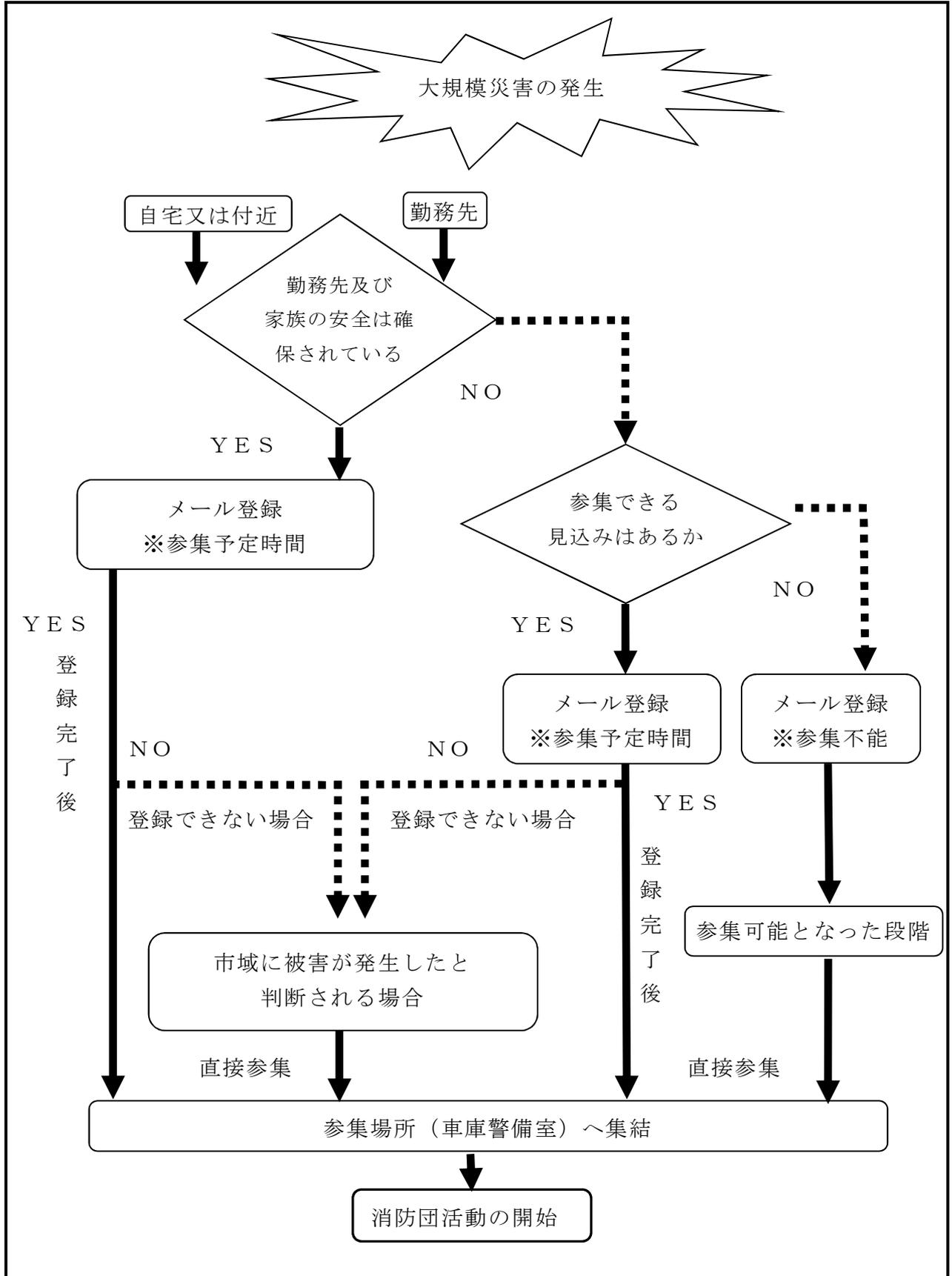
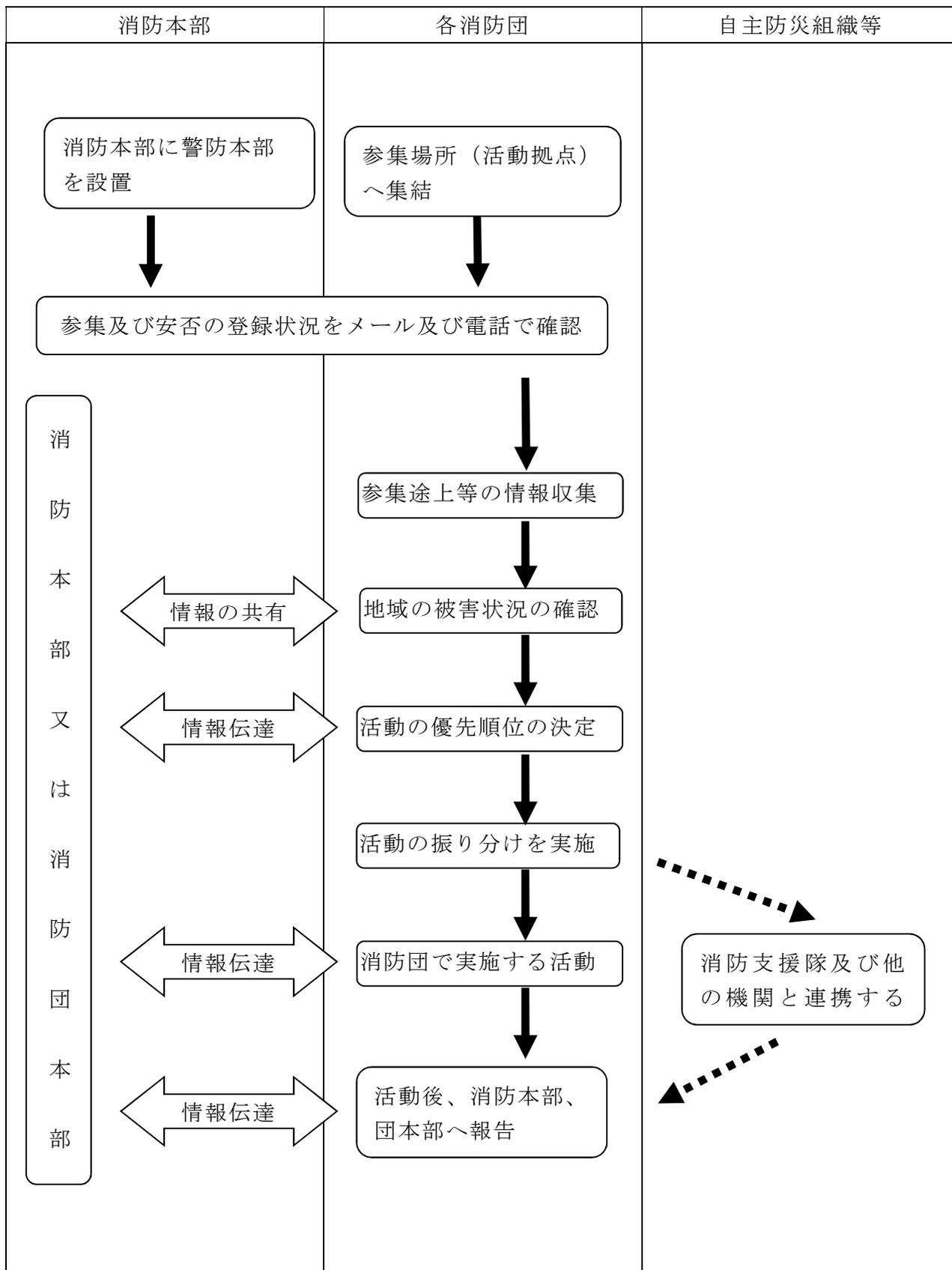


図 2

消防団初動活動フローチャート



大規模災害時に想定される岡崎市内の主な活動（例）

表1

《初動から3日間》

平野部

（「大規模災害時における消防団活動指針」から抜粋）

優先順	活動	初動	3時間	1日	3日	他組織との連携	安全に配慮した活動人員
第1優先	情報収集・発信	◎	◎	◎	◎	○	3名
	避難誘導・広報	◎	○	×	×	×	4名（活2、安1、情1）
	消火	◎	◎	◎	◎	×	5名（活4（機関員含）、安1）
	救出・救護	◎	◎	○	○	×	5名（活4、安1）
第2優先	搜索	×	×	○	○	×	5名（活2、安2、コーディネ1）
	瓦礫撤去	×	×	○	○	○	5名（活4、安1）
	交通整理	×	×	○	○	◎	5名（活4、安1）
	応援隊との連携	×	×	○	○	○	2名（調整要員） →その後増員
	緊急消防援助隊受援の補助	×	×	○	○	○	2名（調整要員） →その後増員
第3優先	遺体搬送	×	×	○	○	○	5名（活5）
	避難所支援	他組織と調整し事前に定める				◎	3名（活3）
	物資搬送	他組織と調整し事前に定める				◎	3名（活3）

山間部

優先順	活動	初動	3時間	1日	3日	他組織との連携	安全に配慮した活動人員
第1優先	情報収集・発信	◎	◎	◎	◎	×	3名
	避難誘導・広報	◎	○	×	×	○	4名（活2、安1、情1）
	消火	◎	◎	◎	◎	×	5名（活4（機関員含）、安1）
	救出・救護	◎	◎	◎	○	×	5名（活4、安1）
第2優先	搜索	×	×	○	◎	×	5名（活2、安2、コーディネ1）
	瓦礫撤去	×	×	○	◎	○	5名（活4、安1）
	交通整理	×	×	○	○	◎	5名（活4、安1）
第3優先	応援隊との連携	×	×	○	○	○	2名（調整要員） →その後増員
	緊急消防援助隊受援の補助	×	×	○	○	○	2名（調整要員） →その後増員
	遺体搬送	×	×	○	○	○	5名（活5）
	避難所支援	他組織と調整し事前に定める				◎	3名（活3）
	物資搬送	他組織と調整し事前に定める				◎	3名（活3）

◎＝原則として行う ○＝必要に応じて行う ×＝原則として行わない

活＝活動隊員 安＝安全管理員 情＝情報収集要員・情報発信要員

コーディネ＝コーディネーター（安全管理という視点ではなく効率的という視点から活動を立案、遂行する隊員）

大規模災害時に想定される岡崎市内の主な活動（例）

表2

《4日目以降》

（「大規模災害時における消防団活動指針」から抜粋）

活動	4日目以降	他組織との連携	安全に配慮した活動人員
情報収集・発信	◎	×	3名
避難誘導・広報	×	×	4名（活2、安1、情1）
消火	◎	×	5名（活4(機関員含)、安1)
救出・救護	×	×	5名（活4、安1）
捜索	◎	○	5名（活2、安2、コーディネィ1）
瓦礫撤去	◎	○	5名（活4、安1）
交通整理	○	◎	5名（活4、安1）
応援隊との連携	◎	○	2名（調整要員） →その後増員
緊急消防援助隊受援の補助	◎	○	2名（調整要員） →その後増員
遺体搬送	◎	◎	5名（活5）
避難所支援	他組織と調整し事前に定める	◎	3名（活3）
物資搬送	他組織と調整し事前に定める	◎	3名（活3）

◎＝原則として行う ○＝必要に応じて行う ×＝原則として行わない

活＝活動隊員 安＝安全管理員 情＝情報収集要員・情報発信要員

コーディネィ＝コーディネーター（安全管理という視点ではなく効率的という視点から活動を立案、遂行する隊員）

大規模災害時に想定される活動の種類とその内容（例）

表 3

（「大規模災害時における消防団活動指針」から抜粋）

活動の種類	活動の内容例		安全に配慮した活動人員
	事前	発災時	
避難誘導・広報	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路の選定、広報 <ul style="list-style-type: none"> →事前に団員も確実に退避できるルートを決める。 →避難経路を住民に広報する。 →他組織にも説明する。 要援護者に対する避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> →要援護者の居住地を把握する。 →危険地区の居住者を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路の選定、広報 <ul style="list-style-type: none"> →団員も確実に退避できるルートを決める。 →避難経路を住民へ広報を行う。 要援護者に対する避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> →要援護者の居住地を把握する。 →危険地区の居住者を把握する。 	4名 活動隊員 2名 安全管理員 1名 情報収集要員 1名
消火	<ul style="list-style-type: none"> 水利確保 <ul style="list-style-type: none"> →装備の充実(水利が破壊されたことを想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 現場到着までのルート確保 <ul style="list-style-type: none"> →団員間同士の情報伝達で状況を把握 →本部まで情報伝達 水利確保 <ul style="list-style-type: none"> →装備の充実(水利が破壊された場合を想定) 主な活動としては <ul style="list-style-type: none"> →延焼防止、防火線の設定、警戒区域の設定 退路確保 <ul style="list-style-type: none"> →継続的な情報共有 	5名 活動隊員 4名 安全管理員 1名
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> 瓦礫、土砂、水没、建物内からの救出 <ul style="list-style-type: none"> →各地域に必要な装備の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 瓦礫、土砂、水没、建物内からの救出 <ul style="list-style-type: none"> →二次的被害等安全を考慮した活動 →救出後の搬送場所の選定 →救出人数、状況等の情報把握 	5名 活動隊員 4名 安全管理員 1名
捜索	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者の捜索 <ul style="list-style-type: none"> →活動の効率化の検討。(例えば「済」シールの貼付等) 安否確認 <ul style="list-style-type: none"> →住民台帳等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者の捜索 <ul style="list-style-type: none"> →長時間の活動のため交代要員の確保 →活動の効率化「済」シールの貼付 安否確認(所在不明者の確認) <ul style="list-style-type: none"> →住民台帳等の作成 	5名 活動隊員 2名 安全管理員 2名 コーディネーター兼 情報収集要員 1名
支援所	<ul style="list-style-type: none"> 毛布など物資の管理運搬 炊き出し 救護 <ul style="list-style-type: none"> →他組織との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 毛布など物資の管理運搬 炊き出し 救護 <ul style="list-style-type: none"> →他組織との連携 	3名 活動隊員 3名
搬物送資	<ul style="list-style-type: none"> 県、市等からの物資を各地域に搬送 <ul style="list-style-type: none"> →他組織との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 県、市等からの物資を各地域に搬送 <ul style="list-style-type: none"> →他組織との連携 	3名 活動隊員 3名
交通整理	<ul style="list-style-type: none"> 交差点等危険箇所の交通整理 火災対応時の迂回整理 <ul style="list-style-type: none"> →他組織(警察等)との連携 二次災害の防止 <ul style="list-style-type: none"> →装備の充実(反射チョッキ、誘導灯の配備) 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点等危険箇所の交通整理 火災対応時の迂回整理 <ul style="list-style-type: none"> →他組織(警察等)との連携 二次災害の防止 <ul style="list-style-type: none"> →装備の充実(反射チョッキ、誘導灯の配備) 	3名 活動隊員 2名 安全管理員 1名
の犯罪見回り防止	<ul style="list-style-type: none"> 管轄地域の見回り <ul style="list-style-type: none"> →区域の整理 →他組織との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 管轄地域の見回り <ul style="list-style-type: none"> →区域の整理 →他組織との連携 	3名 活動隊員 3名
瓦礫撤去	<ul style="list-style-type: none"> 建物倒壊に伴う瓦礫撤去 道路寸断等(復旧)に伴う瓦礫撤去 <ul style="list-style-type: none"> →重機の活用 怪我の防止 <ul style="list-style-type: none"> →装備の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 建物倒壊に伴う瓦礫撤去 道路寸断等(復旧)に伴う瓦礫撤去 <ul style="list-style-type: none"> →重機の活用 怪我の防止 <ul style="list-style-type: none"> →装備の充実 	5名 活動隊員 4名 安全管理員 1名
搬遺送体	<ul style="list-style-type: none"> 遺体発見後、安置所までの搬送 <ul style="list-style-type: none"> →他組織(警察、自衛隊)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体発見後、安置所までの搬送 <ul style="list-style-type: none"> →ストレスのかかる活動のため、交代要員の確保 →他組織(警察、自衛隊)との連携 	5名 活動隊員 5名 (捜索、救出活動の延長のため)

附 則

この計画は、平成15年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、平成18年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、平成20年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、平成22年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、平成23年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、平成25年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、平成25年8月30日より運用する。

附 則

この計画は、平成26年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、平成29年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、令和7年4月1日より運用する。

1. 南海トラフ地震に関連する情報について

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

南海トラフ地震に関連する情報は、以下の2種類に分けて発表される。

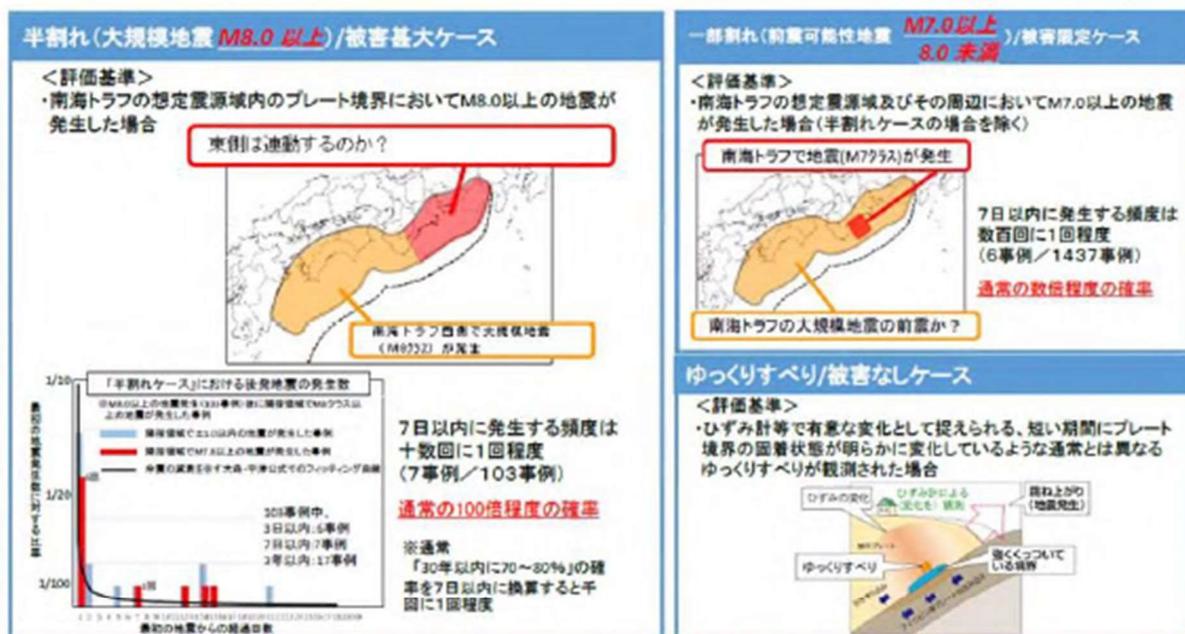
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

(2) 南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報は、以下の4種類の情報に分けて発表される。

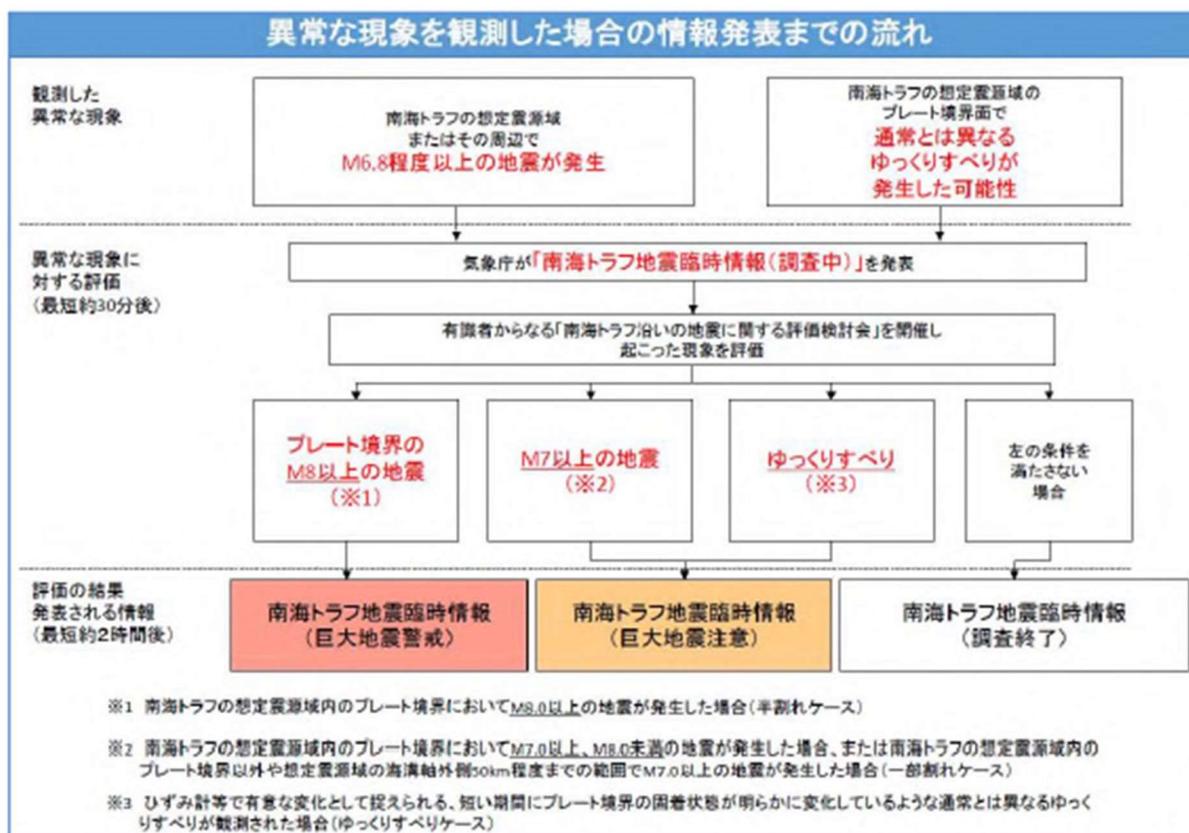
キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内でMj6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※4が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において Mw7.0 以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
巨大地震警戒	<p>想定震源域内のプレート境界において、Mw8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>
調査終了	<p>(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>

(3) 情報発表の基準となる事象



(4) 情報発表と防災対応の流れ

①情報発表の流れ



② 防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震 ^{*1}	M7以上の地震 ^{*2}	ゆっくりすべり ^{*3}
発生直後 「ゆっくりすべりケース」 は検討が必要と認めら れた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間 ^{*4}	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと 評価されるまで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震 発生まで			●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

〔出展：多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府 HP）〕

消防団部別警備区域

団別	部名	車種	所在地	警備区域
広幡	第1部	付積載車	伊賀町	能見町、伊賀町（通称伊賀北5区・6区・8区を除く）
	第2部	積載車	六供町	六供本町1丁目・2丁目、東能見町、能見通1丁目・2丁目、六供町のうち通称西六供東、西六供西、西六供南及び西六供北
	第3部	付積載車	井田町	伊賀新町、石神町、井田町のうち市道井田町線以西
	第4部	積載車	真伝町	松橋町、東阿知和町のうち字松坂・字片坂、井田町のうち市道井田町線以東、稲熊町のうち通称稲熊4区、真伝町（字吉祥及び字清水谷のうち通称滝新町を除く）、真伝1丁目・2丁目、真伝吉祥1丁目・2丁目
	第5部	積載車	伊賀町	井田新町、井田南町、井田西町、錦町、広幡町、伊賀町のうち通称伊賀北5区・6区・8区
	第6部	付積載車	松本町	松本町、元能見町、柿田町、福寿町
	第7部	軽積載車	日名本町	日名北町、日名西町、日名中町、日名本町、日名南町、葵町
連尺	第1部	付積載車	康生通西3丁目	八幡町、連尺通、本町通、康生通、康生町のうち伊賀川以東
	第2部	付積載車	八帖町	八帖町、末広町、八帖北町、中岡崎町、八帖南町
	第3部	積載車	板屋町	板屋町
	第4部	積載車	八帖北町	魚町、西魚町、城北町、材木町、田町、康生町（伊賀川以東を除く）
梅園	第1部	付積載車	稲熊町字5丁目	稲熊町（通称稲熊4区を除く）、箱柳町（字中立のうち通称滝新町を除く）

	第2部	積載車	六地藏町 1丁目	花崗町、籠田町、亀井町、伝馬通のうち1丁目、六供町（通称西六供東、西六供西、西六供南及び西六供北を除く）、梅園町（梅園町字1丁目・字2丁目を除く）
	第3部	積載車	稲熊町字 6丁目	曙町、門前町、久右エ門町、十王町、祐金町、六地藏町、西中町、中町のうち字野添、字屋敷裏、字北野、梅園町のうち梅園町字1丁目・字2丁目、伝馬通（伝馬通1丁目を除く）
根石	第1部	付積載車	中町4丁目	朝日町、若宮町、両町、蓬来町、中町（字野添、字屋敷裏、字北野を除く）
	第2部	積載車	欠町	欠町、元欠町、栄町、根石町
	第3部	積載車	小呂町	小呂町
三島	第1部	付積載車	明大寺本町	上明大寺町、竜美西1丁目・2丁目、明大寺町のうち通称西明大寺1区・2区・3区、宮前、学校東、山手1区、南明大寺3区、明大寺本町（通称明大寺本町第1町内会を除く）
	第2部	積載車	菅生町	菅生町、島町、唐沢町、吹矢町、東明大寺町、明大寺町のうち名鉄本線以東
	第3部	積載車	明大寺町	竜美旭町、竜美北1丁目・2丁目、竜美中1丁目・2丁目、竜美南2丁目・3丁目・4丁目、明大寺町（通称西明大寺1区・2区・3区、宮前、学校東、山手1区、南明大寺2区・3区、明大寺葵を除く）、竜美南1丁目、竜美大入町、明大寺町のうち字大塚及び字兎ヶ入
	第4部	積載車	大西1丁目	大西町、大西1丁目・2丁目・3丁目、竜美台1丁目・2丁目、竜美東1丁目・2丁目・3丁目、竜美新町
六名	第1部	付積載車	上六名 2丁目	上六名2丁目・3丁目・4丁目、六名2丁目・3丁目、六名本町、六名東町
	第2部	積載車	六名1丁目	上六名1丁目、六名町（字河原を除く）、六名1丁目、真宮町、六名南1丁目・2丁目、六名新町

	第3部	積載車	明大寺町	南明大寺町、三崎町、向山町、明大寺町のうち通称南明大寺2区、明大寺葵
	第4部	積載車	久後崎町	久後崎町、上六名町、明大寺本町のうち通称明大寺本町第1町内会
羽根	第1部	付積載車	柱町	羽根東町、羽根北町、羽根町（東海道本線以東で字大池、字鰻池、字小豆坂を除く）、柱町のうち東海道本線以東で通称柱東本1区、柱東町
	第2部	積載車	戸崎町	戸崎町、戸崎新町、戸崎元町
	第3部	軽積載車	庄司田1丁目	柱曙1丁目・2丁目・3丁目、庄司田1丁目・2丁目・3丁目、柱町（東海道本線以東で通称柱東本1区、柱東町を除く）
	第4部	積載車	羽根町	不吹町、羽根町のうち字大池、字鰻池、字小豆坂、美合町のうち名鉄線以南で市道美合日清北線以北
岡崎	第1部	付積載車	柱6丁目	柱1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目、羽根西新町、柱町のうち東海道本線以西
	第2部	積載車	羽根西2丁目	上和田町、中田町、羽根西1丁目・2丁目・3丁目、羽根町のうち東海道本線以西
	第3部	積載車	城南町	江口1丁目・2丁目・3丁目、天白町、城南町、六名町字河原
	第4部	積載車	若松町	若松町及び針崎町のうち東海道本線以西、針崎1丁目・2丁目
	第5部	軽積載車	針崎町	若松町及び針崎町のうち東海道本線以東
美合	第1部	付積載車	美合町	美合新町、美合西町、美合町（字小豆坂、字川向、字中田、字西山、字入込、字板橋、字下長根、字中長根、字老婆懐、通称馬頭、通称日清紡社宅及び名鉄線以南のうち市道美合農振線以東で市道美合日清北線以北を除く）、みはらし台、蓑川町のうち字上生道、字迎畑、字荒古及び字井ノ口

	第2部	積載車	緑丘3丁目	緑丘1丁目・2丁目・3丁目、美合町のうち字小豆坂、字川向、字中田、字西山、字入込、字板橋、字下長根、字中長根、字老婆懐、通称馬頭及び通称日清紡社宅（市道美合日清北線以北を除く）
	第3部	軽積載車	岡町	岡町
	第4部	軽積載車	保母町	保母町
男川	第1部	付積載車	大平町	大平町
	第2部	積載車	洞町	高隆寺町、洞町
	第3部	積載車	丸山町	丸山町
	第4部	積載車	小美町	小美町
福岡	第1部	付積載車	福岡町	福岡町のうち通称西八、対屋、玉川、清水、福岡市場、仲町
	第2部	積載車	若松東1丁目	上地2丁目・3丁目・4丁目・5丁目、若松東1丁目・2丁目・3丁目
	第3部	積載車	福岡町	福岡町のうち通称高田、高須
	第4部	軽積載車	福岡町	福岡町（通称西八、対屋、玉川、清水、福岡市場、仲町、高田、高須を除く）、国正町のうち字新田
	第5部	積載車	上地1丁目	上地町、上地1丁目・6丁目
竜谷	第1部	付積載車	桑谷町	桑谷町のうち通称河原、山側、竜泉寺町のうち通称河原、柄栗、郷土
	第2部	積載車	桑谷町	桑谷町（通称河原、山側を除く）
	第3部	積載車	竜泉寺町	竜泉寺町（通称河原、柄栗、郷土を除く）
藤川	第1部	付積載車	藤川町	藤川町、藤川台2丁目・3丁目、藤川荒古1丁目・2丁目
	第2部	軽積載車	蓑川町	蓑川町(字上生道、字迎畑、字荒古及び字井ノ口を除く)、蓑川新町1丁目・2丁目・3丁目
	第3部	積載車	市場町	市場町、藤川台1丁目
山中	第1部	付積載車	山綱町	舞木町、山綱町、山綱1丁目・2丁目
	第2部	軽積載車	羽栗町	羽栗町
	第3部	積載車	池金町	池金町
本宿	第1部	付積載車	本宿町	本宿町、本宿西1丁目・2丁目、本宿茜1丁目・2丁目、本宿台1丁目・2丁目・3丁目、鉢地町

	第2部	軽積載車	上衣文町	上衣文町
	第3部	軽積載車	鶯巣町	鶯巣町、大幡町
河合	第1部	付積載車	生平町	生平町、茅原沢町
	第2部	積載車	蓬生町	蓬生町、古部町、切越町
	第3部	積載車	須淵町	須淵町、岩戸町
	第4部	積載車	秦梨町	秦梨町
	第5部	積載車	才栗町	才栗町
常磐	第1部	付積載車	滝町	滝町（通称滝新町を除く）
	第2部	積載車	滝町	滝町のうち通称滝新町、箱柳町字中立のうち通称滝新町、真伝町字吉祥及び字清水谷のうち通称滝新町
	第3部	軽積載車	米河内町	米河内町
	第4部	積載車	安戸町	安戸町、蔵次町、新居町、小丸町
	第5部	積載車	大柳町	大柳町
	第6部	積載車	大井野町	大井野町、岩中町
	第7部	積載車	田口町	田口町、板田町
岩津	第1部	付積載車	鴨田町	鴨田町、鴨田本町、鴨田南町
	第2部	付積載車	奥殿町	奥殿町
	第3部	軽積載車	大門2丁目	大門1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目、藪田1丁目・2丁目、大樹寺1丁目・2丁目・3丁目、上里1丁目・2丁目・3丁目
	第4部	積載車	百々町	百々町、百々西町、寿町、青木町、河原町、堂前町、井ノ口町、井ノ口新町
	第5部	付積載車	岩津町	岩津町、東蔵前町、東蔵前1丁目・2丁目、西蔵前町、八ツ木町
	第6部	軽積載車	宮石町	宮石町、川向町
	第7部	積載車	真福寺町	真福寺町、西阿知和町、東阿知和町（字松坂及び字片坂を除く）
	第8部	積載車	恵田町	恵田町、丹坂町
	第9部	積載車	駒立町	駒立町
	第10部	軽積載車	仁木町	仁木町
	第11部	付積載車	細川町	細川町、奥山田町
	第12部	積載車	日影町	日影町、渡通津町
	第13部	積載車	桑原町	桑原町

矢作	第1部	付積載車	矢作町	矢作町、北本郷町、暮戸町、渡町のうち字大榎1番地～19番地7
	第2部	付積載車	宇頭町	宇頭町、西本郷町、宇頭南町、宇頭北町、宇頭東町
	第3部	付積載車	大和町	東本郷町、筒針町、東牧内町、上佐々木町、下佐々木町、昭和町、大和町、新堀町、富永町、島坂町、渡町（字大榎1番地～19番地7を除く）
	第4部	付積載車	北野町	北野町、小針町、橋目町のうち字馬之介、字恵香1番地1～1番地8・2番地1～2番地4・3番地～9番地・31番地、字奥新切、字御小屋、字御小屋西、字御茶屋、字御茶屋場、字瓦屋敷、字勘介山、字北新切、字北山、字北山野河原、字久々見、字下水通、字城畑、字新開、字新屋敷、字上保、字背戸、字中新切、字中水通、字西水通、字西家下、字八丁堀、字東水通、字間見曾、字南新切、字宮前、字屋敷、字家下、字柳ヶ坪、字山野河原、字割塚
	第5部	付積載車	橋目町	森越町、舳越町、西大友町、橋目町のうち字阿知賀、字請地、字牛転、字大向、字勘介屋敷、字御領田、字神田、字大師、字竹之内、字茶之木原、字辻田、字東遠山、字西遠山、字毘沙門、字長田、字戸井崎、字遠山、字恵香（1番地1～1番地8・2番地1～2番地4・3番地～9番地・31番地を除く）、中園町、東大友町
六ツ美	第1部	付積載車	井内町	井内町、下和田町、土井町、野畑町、牧御堂町
	第2部	付積載車	下青野町	上青野町、在家町、下青野町、高橋町、合歡木町、福桶町、上三ツ木町、下三ツ木町、坂左右町
	第3部	付積載車	中島町	正名町、中村町、定国町、安藤町、中島町、中島西町、中島東町、中島中町、二軒屋町、国正町（字新田を除く）
	第4部	付積載車	赤渋町	赤渋町、中之郷町、法性寺町、宮地町

額田	第1部	付積載車	檜山町	檜山町、桜井寺町、下衣文町
		積載車		
		小型ポンプ		
	第2部	積載車	牧平町	牧平町、鹿勝川町
	第3部	軽積載車	滝尻町	鳥川町、細光町、滝尻町、片寄町、淡淵町
	第4部	軽積載車	夏山町柿平	夏山町
		小型ポンプ	夏山町寺野	
	第5部	積載車	東河原町	東河原町、大代町、雨山町
	第6部	積載車	明見町	宮崎町、明見町、中金町
	第7部	積載車	石原町	石原町、千万町町、木下町
		軽積載車	千万町町	
		小型ポンプ	木下町	
	第8部	積載車	中伊町	中伊町、中伊西町、外山町、一色町
軽積載車		中伊西町		
積載車		外山町		
第9部	積載車	桜形町	桜形町	
第10部	積載車	鍛埜町	鍛埜町	
第11部	軽積載車	毛呂町	毛呂町、切山町、井沢町、小久田町（通称赤田和、小楠）	
	軽積載車	切山町		
	小型ポンプ	井沢町		
第12部	軽積載車	南大須町	南大須町、大高味町	
第13部	ポンプ車	保久町	保久町、富尾町、小久田町（通称桃ヶ久保）	
	小型ポンプ	富尾町		
	小型ポンプ	小久田町		

警戒宣言発表時の広報文（例）

こちらは、〇〇消防団です。
〇月〇日、〇〇時〇〇分に、
内閣府から「警戒宣言」
が発表されました。

大規模地震の発生可能性が、平常時より高まっていると考えられます。
地震が確実に発生することではありませんが、市民の皆様におかれ
ましては、落ち着いて、次の地震発生に備えてください。

- 家具の固定や食材、飲料水の備蓄といった、日ごろからの地震への備えを再確認してください。
- 土砂災害などの危険が高い場所には、なるべく近づかないなど、安全な防災行動をとってください。
- 地震火災に備え、出火防止対策と初期消火対策をとってください。
- テレビ、ラジオ、スマートフォンなどにより、引き続き正確な情報を確認してください。

風水害時の広報文（例）

1 警戒レベル3（高齢者等避難）

- 緊急、緊急。警戒レベル3、高齢者等避難開始。
緊急、緊急。警戒レベル3、高齢者等避難開始。
- こちらは、〇〇消防団です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル3、避難準備、高齢者等避難開始を発令しました。
- お年寄りの方など避難に準備のかかる方は避難を開始してください。
- それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。
- 特に川沿いにお住まいの方（急激に推移が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

2 警戒レベル4（避難指示）

- 緊急、緊急。警戒レベル4、直ちに避難。
緊急、緊急。警戒レベル4、直ちに避難。
- こちらは、〇〇消防団です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
- 〇〇地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難を完了してください。
- 避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

3 警戒レベル5（災害発生情報）

- 緊急、緊急。災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
緊急、緊急。災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
 - こちらは、〇〇消防団です。
 - 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。
 - 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。
- （※命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。）**

土砂災害時の広報文（例）

1 警戒レベル3（高齢者等避難）

- 緊急、緊急。警戒レベル3、高齢者等避難。
緊急、緊急。警戒レベル3、高齢者等避難。
- こちらは、〇〇消防団です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル3、高齢者等避難開始を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。
- お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
- それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
- 特に崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

2 警戒レベル4（避難指示）

- 緊急、緊急。警戒レベル4、直ちに避難。
緊急、緊急。警戒レベル4、直ちに避難。
- こちらは、〇〇消防団です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 土砂災害の危険性が極めて高まっています。
- 〇〇地区で、未だ避難ができていない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

3 警戒レベル5（災害発生情報）

- 緊急、緊急。警戒レベル5、災害発生。
緊急、緊急。警戒レベル5、災害発生。
- こちらは、〇〇消防団です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。
- 〇〇地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂により、〇〇道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。

（※命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。）

災害出動時の 情報の流れ



火災時等、現場に
常備消防がいる場合

現場指揮官

活動内容
帰団報告

大規模災害時等、
現場に常備消防が
いない場合

警防本部

(電話による)
活動内容
帰団報告

警防本部連絡先(支援班)
0564-21-9801・9944
090-2267-1130

報 告 書

消 防 団 部

月 日	活 動 時 間	場 所	人 員	活 動 内 容
月 日	: ~ :		人	
月 日	: ~ :		人	
月 日	: ~ :		人	
月 日	: ~ :		人	
月 日	: ~ :		人	
月 日	: ~ :		人	
月 日	: ~ :		人	

※内容を満足していれば様式は問いません。